事 務 連 絡 令和4年12月27日

各市町村地域密着型サービス主管課 御中 各外部評価機関 御中

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

令和4年度新型コロナウイルス感染症に係る指定認知症対応型 共同生活介護事業者等が実施する外部評価への対応について

このことについて、これまでの県内の新型コロナウイルス感染症の流行状況 を踏まえ、外部評価については次のとおり取扱うことといたします。

- 1 引き続き代替措置(※)による外部評価の実施を認める。ただし、可能な限り、施設と相談し感染予防対策を講じた上で、訪問による評価を実施すること。
- 2 令和4年度に延期又は中止等した事業所については、令和5年4月末日 までに外部評価を実施した場合、令和4年度に外部評価を実施したものと みなす。
- 3 令和4年度までに一定の要件を満たした場合で、令和5年度における外部評価の実施回数の緩和に係る市町村から県への報告については、令和5年6月末日まで受け付ける。

※注:事業者から川崎市への申請書提出期日は令和5年5月15日まで

なお、令和5年度以降については、今後の感染状況を考慮しつつ、従来通りの 取扱いに戻すことを検討していることを申し添えます。

(※) 代替措置例

(1) 書類確認について

事前提出書類に加え、従来外部評価当日に確認していた書類(介護計画書、職員研修計画と実績、マニュアル、家族アンケート等)を事業所に提出させる。

- (2) 管理者及び職員等へのヒアリングについて 事前に質問項目を提示し書面にて回答をもらう他、必要に応じて電 話及びメール等でやりとりする。
- (3) 事業所内の様子等について 従来外部評価当日に確認していた事業所内の様子について、写真及

び動画等を提出させる。

上記で示した代替措置については、各外部評価機関の判断により適宜求める 書類等を調整していただいて構いませんが、個人情報が記載された書類を求め る際には、氏名等を黒塗りにしてもらう等の対応をお願いいたします。

問合せ先

高齢福祉課

保健・居住施設グループ 前田 電話 045-210-1111 内線 4859